

明石市原油価格・物価高騰等対策介護サービス事業者等支援金交付要領

(通則)

第1条 明石市原油価格・物価高騰等対策介護サービス事業者等支援金（以下「支援金」という。）の交付については、明石市補助金等交付規則（昭和47年4月1日規則第6号）に定めるものによるほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要領は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」において、推奨事業メニューとして、介護施設等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰に対する支援を継続することが盛り込まれていることを踏まえ、物価の高騰の影響を受けた事業者の負担の軽減措置として臨時的に実施する支援金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第3条 支援金の交付対象は、別表第1に掲げる事業所のうち、明石市に住所を有し、令和7年4月1日時点で介護サービス事業等を実施しており、かつ交付申請時点で当該事業を継続している事業所とする。ただし、医療みなし指定を受ける事業所については、令和7年1月から令和7年3月に介護サービスの提供実績がある事業所に限る。

(支援金の額)

第4条 この支援金は、予算の範囲内において交付するものとし、その金額は別表第2に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を申請しようとする事業所を運営する事業者（以下「申請者」という。）は、明石市原油価格・物価高騰等対策介護サービス事業者等支援金交付申請書兼請求書（別紙様式1）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、概ね30日以内に交付の決定をし、その旨を支援金交付決定通知書（別紙様式2）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による支援金の交付決定をするにあたり、必要な条件を付すことができる。

(申請期限)

第7条 申請書の提出期限は、令和7年7月31日までとする。

(交付の取消し等)

第8条 市長は各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な行為により支援金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他市長が支援金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行ったときは、支援金交付取消通知書（別紙様式3）により通知するものとする。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る支援金が既に交付されているときは、市長が定める期限までに当該交付を受けた者に対し、その返還を命じるものとする。

(関係書類の保存)

第10条 支援金の交付を受けた申請者は、この支援金に係る関係書類等（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）を、支援金の交付を受けた翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和7年5月16日制定）

(施行期日)

1 この要領は、制定の日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき既になされた交付申請に係る支援金の交付に関しては、同日以後もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

区分	事業所種別
入所系	介護老人福祉施設（地域密着型を含む） 介護老人保健施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 短期入所生活介護（空床利用型除く） 小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに関する部分） 看護小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに関する部分）
通所系	通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 通所リハビリテーション 小規模多機能型居宅介護（通いサービスに関する部分） 看護小規模多機能型居宅介護（通いサービスに関する部分） 通所型サービス（総合事業）
訪問系	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 居宅療養管理指導 居宅介護支援 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 訪問型サービス（総合事業） 医療みなし指定を受ける事業所（通所リハビリテーションを含む）

※1 以下の施設・事業所は本事業の対象としない

- （1）当該一時支援金の申請日時点で廃止及び休止している事業所
- （2）基準上の設備を共有する事業所であって、「明石市原油価格・物価高騰等対策障害福祉サービス事業者等支援金」の交付を受ける施設・事業所
- （3）共生型サービスの指定を受ける事業所

※2 上記介護サービスに相応する各介護予防サービス及び、介護サービスと一体的に実施する総合事業サービスについては、当該介護サービスとみなす。

別表第2（第4条関係）

定員規模 (名)	単価（円）		
	入所系	通所系	訪問系
0-9	50,000	36,000	25,000
10-19	150,000	54,000	
20-29	250,000	90,000	
30-39	350,000	126,000	
40-49	450,000	162,000	
50-59	550,000	198,000	
60-69	650,000	234,000	
70-79	750,000	270,000	
80-89	850,000	306,000	
90-99	950,000	342,000	
100-109	1,050,000	378,000	
110-119	1,150,000	414,000	
120-129	1,250,000	450,000	
130-139	1,350,000	486,000	
140-149	1,450,000	522,000	
150-159	1,550,000	558,000	
160-169	1,650,000	594,000	
170-179	1,750,000	630,000	
180-189	1,850,000	666,000	
190-199	1,950,000	702,000	

※定員は令和7年4月1日時点で判断

※介護保険事業所番号ごとに申請し、事業所番号に応じたサービス及び定員に基づき、サービス別に計算

※小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については、泊まりと通いの定員それぞれで計算